

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ お取引に際し、お客様のご利用口座またはお取引窓口によって申込手数料等や注文の締切日等の取扱いが異なる場合がございます。詳しくはお取引窓口までお問い合わせください。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号
本店所在地	〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	60億円（平成21年4月1日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成20年10月8日
連絡先	お取引のある本支店 カスタマーサポートセンター 0120-746-104 トヨタFSダイヤル 0800-500-4300 052-239-2156（携帯電話、PHSの場合：有料）

以上

## 東海東京証券からのお知らせ

### 投資信託のご購入時にご負担いただく費用について

投資信託のご購入に際して、購入時手数料(販売手数料)をご負担いただく場合があります。購入時手数料率(販売手数料率)は、同一の投資信託を購入する場合でも、購入する口数(金額)によって異なる場合があります。

<購入時手数料(販売手数料)の例>

#### (例1) 口数指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、購入金額(購入口数×約定日<sup>※1</sup>の基準価額)に、手数料率(3.15%(税抜3.0%))を乗じて次のように計算します。

**購入時手数料=購入口数×基準価額×3.15%(税抜3.0%)**

例えば、基準価額10,000円の時に100口購入いただく場合(当初1口=1万円の場合)は、

**購入時手数料=100口×10,000円×3.15%=31,500円**

となり、合計1,031,500円お支払いいただくこととなります。

#### (例2) 金額指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、購入金額(購入口数×約定日<sup>※1</sup>の基準価額)に、次の手数料率を乗じた額とします。

**購入時手数料率：3.15%(税抜3.0%)**

例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額(お支払いいただく金額)の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

- ※ (例1)、(例2)において記載している購入時手数料は、手数料計算の一例として記載しているものです。購入時手数料率は投資信託により異なります。また、同一の投資信託を購入する場合でも、購入する口数(金額)によって異なる場合があります。
- ※ 口数指定や金額指定による購入の可否は、投資信託の銘柄ごとに異なり、いずれか一方の取扱いができない場合があります。

※1 約定日は、トヨタFS口座においては、代金計算日となります。

# アメリカン・ニュー・ステージ・オープン

追加型投信 / 海外 / 株式



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年4回	北米	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の内容の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。

本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき受益者の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行うアメリカン・ニュー・ステージ・オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年9月16日に関東財務局長に提出しており、2011年10月2日にその効力が生じております。

**委託会社: 三菱UFJ投信株式会社**

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第404号

設立年月日: 1985年8月1日

資本金: 20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額: 6兆5,716億円

(資本金・運用純資産総額は2011年7月29日現在)

**受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社**

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

**販売会社: 下記照会先でご確認ください。**

(購入・換金の取扱い等を行います。)

<照会先>

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

**0120-151034**

(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)



**三菱UFJ投信**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

米国の株式を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得をめざします。

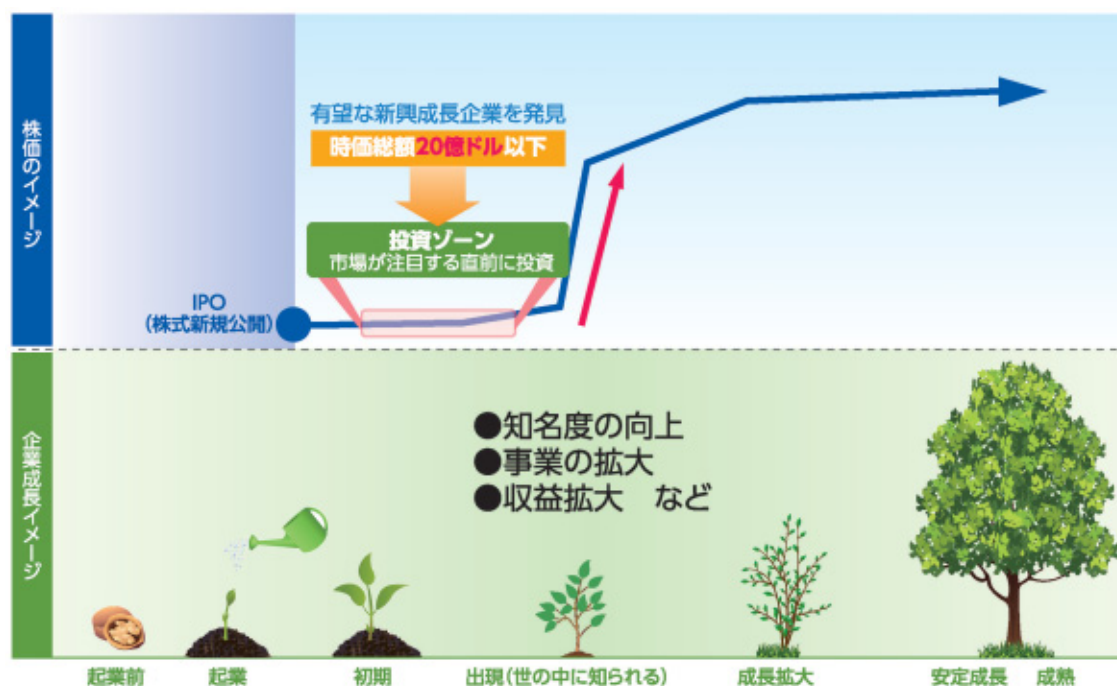
## ファンドの特色

### 投資対象

米国の新興成長企業株式 が主要投資対象です。

- ・投資する株式は原則として米国において取引されている銘柄とします。
- ・原則として、投資する時点で時価総額が20億ドル以下の小型企業に限るものとします。

### < 新興成長企業株式の投資イメージ >



上図はイメージであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。  
また、全ての新興成長企業が成長するわけではなく、期待に反して企業価値が低下していくこともあります。

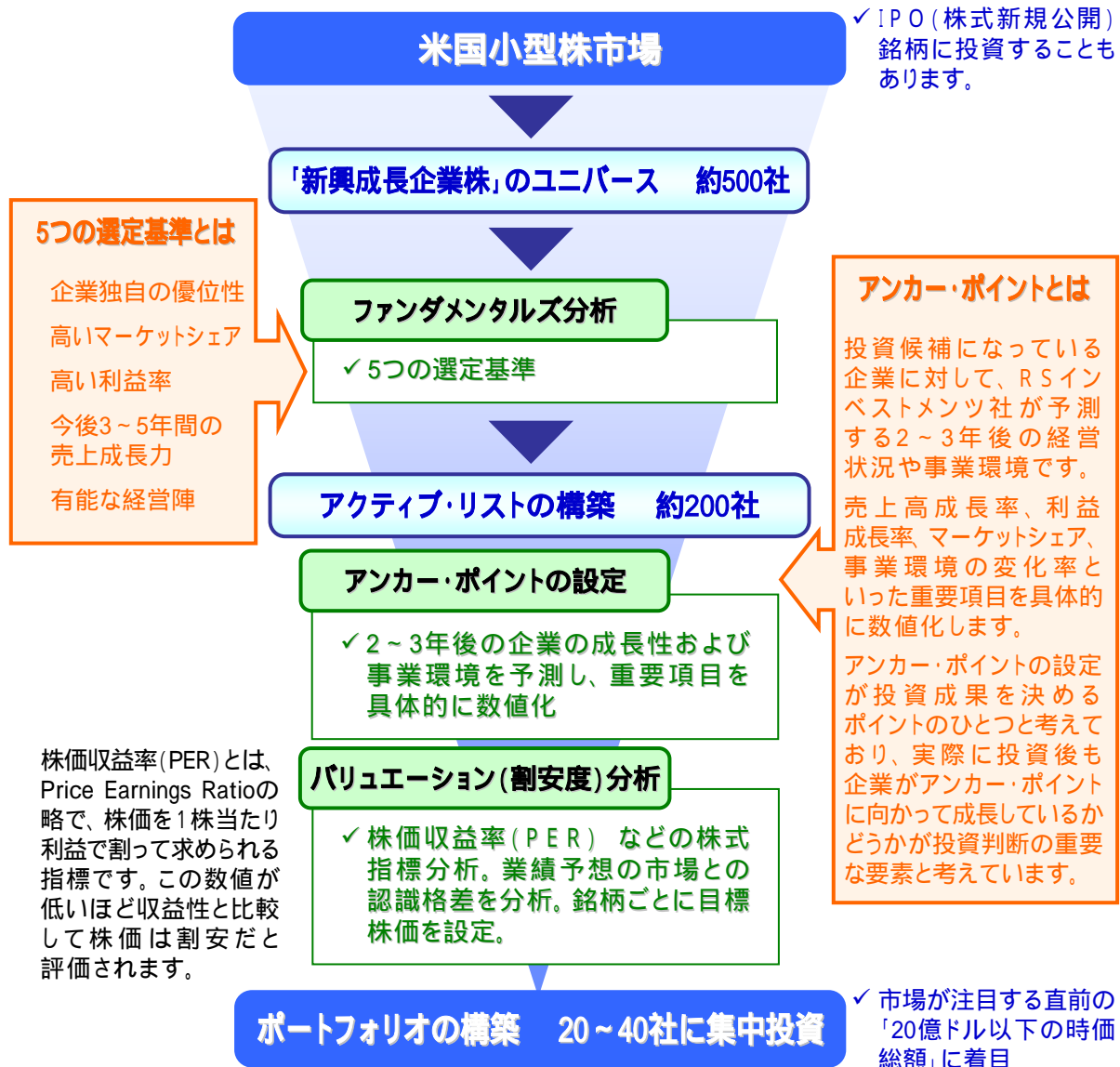
預託証券(DR)を含みます。預託証券(DR)とは、Depository Receipt の略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

## 運用方法 / 運用プロセス

### ボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を厳選します。

- ・投資ユニバースの選定にあたっては、企業独自の優位性、マーケットシェア、利益率、売上成長力、有能な経営陣の観点を検討します。
- ・2～3年後の企業の成長性および事業環境を予測し、20～40社に集中投資を行います。

### < 新興成長企業株式の運用プロセス >



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

## 運用の委託先

株式等の運用にあたっては、運用の指図に関する権限を、アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー (RSインベストメンツ社) に委託します。



- ・RSインベストメンツ社は1986年に設立され、シリコンバレーを臨む米国サンフランシスコに本拠を置き、中小型株運用に強みを持つ運用会社です。
- ・米国の中小型株市場に特化した運用チームのファンドマネジャーやアナリストが直接企業訪問を行うことで、新たな企業価値の発掘に努めています。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

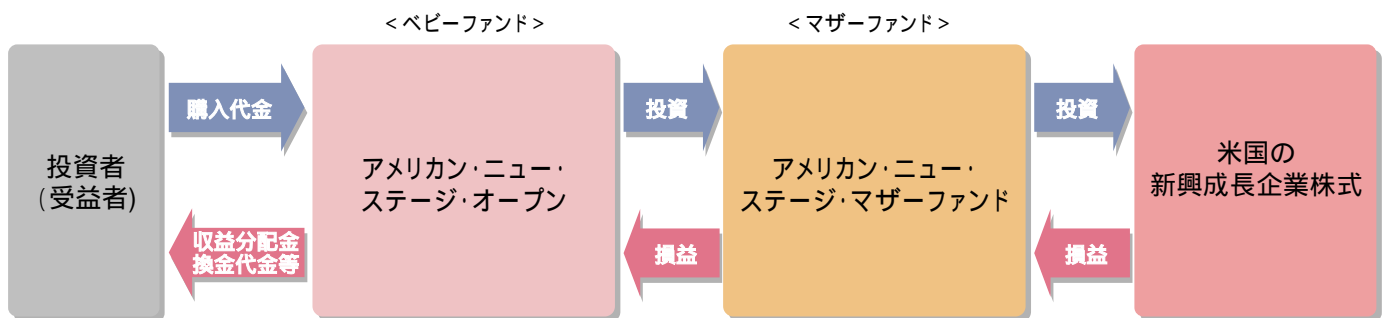
## 為替対応方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- ・為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## ファンドの仕組み

運用は主にアメリカン・ニュー・ステージ・マザーファンドへの投資を通じて、米国の新興成長企業株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## < 主な投資制限 >

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

## < 分配方針 >

- ・年4回の決算時(1・4・7・10月の各7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。  
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

## 市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

## 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

ファンドは、中小型株を主要投資対象としているため、大型株中心に投資する場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

## リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2011年11月1日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 分配の推移

ファンドの運用は、2011年11月1日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

ファンドの運用は、2011年11月1日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

ファンドの運用は、2011年11月1日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間: 2011年10月3日から2011年10月31日まで 継続申込期間: 2011年11月1日から2013年1月8日まで 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	当初申込期間: 1口当たり1円 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	継続申込期間において、原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
申込不可日	継続申込期間において、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日は、購入・換金のお申込みができません。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2021年10月7日まで(2011年11月1日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1・4・7・10月の各7日(休業日の場合は翌営業日) 第1回目の決算日は、2012年4月9日
収益分配	年4回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	500億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。
運用報告書	6ヵ月毎(4・10月の決算後)および償還後に運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額×3.15%(税抜 3%)(上限) 販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年2.184%(税抜 年2.08%) 配分 (委託会社) 年1.365% <sup>(*)</sup> (販売会社) 年0.735% (受託会社) 年0.084%  <small>(*)運用委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年4・10月の各決算時および償還時から15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に年0.9%の率を乗じて得た金額とします。</small>
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が含まれます。

投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、2011年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(余白)

(余白)



三菱UFJ投信オフィシャルサイト  
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より  
基準価額・分配金をメール配信  
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>



\*メール配信は設定日より開始します。  
\*メール配信対象外ファンドもあります。